

会社法第 801 条第 1 項に規定する事後備置書類

(TEMPO NETWORK 株式会社との吸収合併について)

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

2021 年 10 月 4 日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「当社」といいます。）は、TEMPO NETWORK 株式会社（以下「TEMPO NETWORK 社」といいます。）との間で、2021年8月27日付で締結した吸収合併契約に基づき、同年10月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2021年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第2号イ）

会社法第784条の2の規定により、TEMPO NETWORK 社に対し、本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに会社法第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号ロ）

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

TEMPO NETWORK 社は、会社法第785条の規定により、2021年8月27日付で同社の株主に対して、吸収合併をする旨並びに吸収合併存続会社である当社の商号及び住所を通知いたしました。株式買取請求を行った株主はいませんでした。

イ 新株予約権買取請求（会社法第787条）

TEMPO NETWORK 社は、新株予約権を発行していなかったため、本合併においては、会社法第787条の規定による手続は行っていません。

ウ 債権者の異議（会社法第789条）

TEMPO NETWORK 社は、会社法第789条第2項の規定により、2021年8月31日付の官報をもって本合併に対する異議申述の公告を行うとともに、2021年8月27日付で知っている債権者に対し各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第200条第3号イ）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本合併をやめることの請求はできません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号ロ）

ア 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2021 年 8 月 31 日付の電子公告をもって、当社の株主に対して、吸収合併をする旨並びに TEMPO NETWORK 社の商号及び住所を公告いたしました。なお、本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は株式買取請求を行うことはできません。

イ 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2021 年 8 月 31 日付の官報及び電子公告をもって本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2021 年 10 月 1 日をもって、TEMPO NETWORK 社から資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 10 月 12 日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

2021 年 10 月 4 日

東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 丸山 雄平



吸収合併に係る事前開示書面
(吸収合併に係る事前備置書面)

2021年8月27日

TEMPO NETWORK 株式会社

2021年8月27日

TEMPO NETWORK 株式会社
代表取締役社長 新城正明

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

当社は、2021年8月27日付けでアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「ASJ」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、ASJを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法 782 条第 1 項第 1 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号・同第 3 項）

(1) 合併対価の総数または総額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項第 1 号）

ASJ は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生じる直前の時における当社の株主（ASJ 及び当社を除く。）の所有する当社の普通株式の数の合計に 57.625243（以下「本合併比率」という。）を乗じて得た数の ASJ の普通株式を、当社の株主に対して交付します。

本合併比率は、ASJ 及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社しのびうむによるディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果を参考に、ASJ と当社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、ASJ 及び当社との間で慎重に協議を重ねた結果、決定されるものであり、相当であると判断しております。

(2) 合併対価として存続会社の株式を選択した理由（会社法施行規則第 182 条第 3 項第 2 号）

ASJ 及び当社は、本吸収合併の対価として、ASJ の普通株式を選択致しました。

ASJ における 2021 年 8 月 27 日付の適時開示である「第三者割当による新株式の発行、TEMPO NETWORK 株式会社との吸収合併（簡易合併）並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」に記載の通り、当社の不動産企業プラットフォームを活用した商業施設等の入居斡旋店舗のフランチャイズ事業を ASJ に承継させることにより、同社の企業価値の向上が見込めること及び当社の資産状況の状況からして、その対価として、投下資本の回収が見込め流動性があり、本吸収合併のシナジーの分配が期待される ASJ の普通株式を合併対価とすることは、相当と考えております。

(3) 存続会社と消滅会社が共通支配下関係にあるときにおける消滅会社の株主を害さないように留意した事項（会社法施行規則第 182 条第 3 項第 3 号）

該当事項はありません。

(4) 存続会社の資本金および準備金の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条柱書・会社法 749 条第 1 項第 2 号）

本合併により増加する ASJ の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 35 条又は第 36 条に定めるところに従って、ASJ が決定いたします。当該額については、ASJ における機動的かつ柔軟な資本政策を可能にすべく、会社計算規則および公正な会計基準に基づき決定される相当な額といたします。

(5) 合併対価の割当てに関する事項（会社法施行規則第 182 条柱書・会社法 749 条第 1 項第 3 号）

ASJ は、本吸収合併に際して発行する普通株式を本吸収合併の効力発生日前の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、本合併比率に基づき割り当てます。なお、(1) に記載の通り、本合併比率に基づく割当ては相当と判断しております。

3. 合併対価について参考になるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号・同第 4 項）

(1) 吸収合併存続会社の定款の内容

ASJ の定款は、別紙 2 をご参照ください。

(2) 対価の換価の方法に関する事項

①対価を取引する市場

ASJ の普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場において取引されております。

②対価の取引の媒介、取り次ぎ、代理を行う者

ASJ の普通株式は全国の証券会社等において媒介、取次等が行われております。

③対価の譲渡その他の処分に関する制限

該当事項はありません。

④対価の市場価格に関する事項

対価である ASJ 株式に関する過去 6 か月間の市場価格の推移は以下のとおりです。

	2021 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	724 円	730 円	885 円	981 円	1,030 円	1,098 円
高 値	852 円	945 円	1,000 円	1,035 円	1,079 円	1,200 円
安 値	690 円	710 円	843 円	941 円	1,007 円	1,020 円
終 値	705 円	945 円	981 円	1,030 円	1,068 円	1,169 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

2. 2021年8月の株価については2021年8月26日現在のものを表示しております。

(3) ASJ の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ASJ は、いずれの事業年度についても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号・同第 5 項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号・同第 6 項）

(1) ASJ についての事項

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

ASJ の最終事業年度に係る計算書類等については、別紙 3 をご参照ください。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後の重要な後発事象

ASJ は、伴走支援型特別保障制度に基づき、2021 年 8 月 24 日付で、株式会社きらぼし銀行から 5,000 万円の借入をしております。また、当社は、2021 年 8 月 27 日付で、Apaman Network 株式会社を割当先とする第三者割当増資（払込金額 499,999,149 円）を行う旨の取締役会決議をしております。

(2) 当社についての事項

①最終事業年度の末日後の重要な後発事象

当社は、2021 年 7 月 21 日を払込期日とする第三者割当の方法により、次のとおり普通株式の発行を実施しました。

募集株式の種類及び数	:	普通株式	4,000 株
募集株式の払込金額	:	1 株につき	50,000 円
増加した資本金の額	:		100,000,000 円
増加した資本準備金の額	:		100,000,000 円

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本吸収合併効力発生後の ASJ の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の ASJ の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

したがって、本吸収合併後における ASJ の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 本事前開示書面の備置開始日後に、上記各事項に変更が生じたときは、変更後の内容を、ただちに開示いたします（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）。

以上

吸収合併契約書

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社（以下「甲」という。）及び TEMPO NETWORK 株式会社（以下「乙」という。）は、2021年8月27日付で、両社間の合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本合併契約の定めるところに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する。

第2条（合併当事会社の商号及び住所）

本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

- ① 吸収合併存続会社（甲）：
商号：アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
- ② 吸収合併消滅会社（乙）：
商号：TEMPO NETWORK 株式会社
住所：東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル

第3条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本合併の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の規定に基づき、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本合併に際して交付される対価）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生じる直前の時における乙の株主（甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式の数の合計に 57,625,243（以下「本合併比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、各割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により増加する甲の資本金及び資本準備金の額については、会社法計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第6条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったとみなされる場合を含む。）による本合併契約の承認を求めるものとする。

第7条（会社財産の管理等）

乙は、本合併契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、業務の遂行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（本合併契約の変更及び解除）

本合併契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本合併契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併契約に規定する条件を変更し、又は本合併契約を解除することができる。

第9条（本合併に係る許認可等）

本合併の実施に必要となる関係官庁の承認若しくは許認可等、又は本合併契約第6条に定める乙の株主総会の承認を本効力発生日の前日までに得られない場合、本合併契約は当然に効力を失うものとする。

第10条（準拠法）

本合併契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第11条（協議事項）

本合併契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本合併契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本合併契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 8 月 27 日

甲： 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役 丸山雄平

乙： 東京都中央区京橋一丁目 1 番 5 号セントラル
ビル
TEMPO NETWORK 株式会社
代表取締役社長 新城正明

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社と称し、英文では ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによる、土木建築工事請負業の加盟店の募集及び指導育成並びに販売促進ツールの販売
2. 前号の事業を営むフランチャイズ加盟店の技術・販売・建設等の提携、営業の譲渡・合併・分割とその仲介及び斡旋
3. 前各号に関するコンサルタント業
4. 建築家への設計・監理・デザイン等についての有料業務紹介
5. 講演会、シンポジウム、セミナー、各種イベントの開催
6. 市場調査、広告宣伝に関する業務
7. 建築資材、住宅設備機器の販売及び斡旋、輸出入
8. 家具の企画、制作、販売、輸出入
9. 照明器具の企画、制作、販売、輸出入
10. 映像、画像、音楽、書籍等著作物の企画、編集、制作、出版及び販売業務
11. 通信販売業
12. コンピュータソフトウェアの企画、設計、制作、販売、輸出入
13. コンピュータハードウェア及びその周辺機器の企画、設計、制作、販売、輸出入
14. コンピュータシステムによるデータ入力業務
15. 情報処理、情報提供サービス業
16. 不動産の売買、賃貸、管理ならびに、これらの仲介及び斡旋
17. 土木工事、建築工事、設備工事、機械器具の設置工事、その他建設工事の企画、設計、監理、施工に関する技術指導及び請負
18. 有価証券の取得及び保有、関連業務への投資、投資事業組合の財産の運用及び管理
19. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
20. 職業安定法に基づく民営職業紹介事業
21. 損害保険代理業
22. 住宅ローンに関する情報提供および仲介・代理業務
23. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、480万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議

事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の会社に対する責任の免除)

第30条 当社は、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(取締役の会社に対する責任の制限)

第31条 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 当社は、監査役会の決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の会社に対する責任の免除)

第41条 当社は、監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(監査役の会社に対する責任の制限)

第42条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の会社に対する責任の制限)

第46条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

② 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第 14 期 計算書類等

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

(目 次)

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

事業報告

監査役会の監査報告書 謄本

会計監査人の監査報告書 謄本

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	460,342	流動負債	182,701
現金及び預金	236,927	買掛金	13,737
売掛金	146,798	未払金	94,701
商品	478	未払費用	32,780
前払費用	28,746	未払法人税等	7,811
従業員に対する短期貸付金	2,597	前受金	3,272
立替金	16,603	預り金	20,004
未収入金	73,109	賞与引当金	1,454
その他	112	工事完成保証損失引当金	8,933
貸倒引当金	△45,031	未払消費税	4
固定資産	124,039	固定負債	215,163
投資その他の資産	124,039	長期借入金	200,000
従業員に対する長期貸付金	5,321	長期未払金	15,163
長期前払費用	14,403		
差入保証金	104,315	負債合計	397,864
破産更生債権等	40,520	(純資産の部)	
貸倒引当金	△40,520	株主資本	186,517
		資本金	490,753
		資本剰余金	489,555
		資本準備金	489,555
		利益剰余金	△793,516
		その他利益剰余金	△793,516
		繰越利益剰余金	△793,516
		自己株式	△274
		純資産合計	186,517
資産合計	584,382	負債純資産合計	584,382

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		675,232
売 上 原 価		79,063
売 上 総 利 益		596,169
販売費及び一般管理費		856,344
営 業 損 失		260,175
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	141	
補 助 金 収 入	7,400	
雇 用 調 整 助 成 金	1,380	
保 険 返 戻 金	3,660	
そ の 他	221	12,804
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	356	
株 式 交 付 費	1,034	1,391
経 常 損 失		248,762
特 別 損 失		
減 損 損 失	22,800	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	300	23,100
税 引 前 当 期 純 損 失		271,862
法人税、住民税及び事業税	1,094	1,094
当 期 純 損 失		272,956

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株	株 主 資 本 計	
		資 準 備 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 剰 余 金 計			
2020年4月1日 残 高	441,215	440,125	440,125	△520,559	△520,559	△274	360,505	360,505
当 期 変 動 額								
新株の発行	49,538	49,430	49,430				98,969	98,969
当期純損失				△272,956	△272,956		△272,956	△272,956
当 期 変 動 額 合 計	49,538	49,430	49,430	△272,956	△272,956	—	△173,987	△173,987
2021年3月31日 残 高	490,753	489,555	489,555	△793,516	△793,516	△274	186,517	186,517

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度の売上高は前事業年度から著しく減少し675,232千円となり、営業損失260,175千円、経常損失248,762千円及び当期純損失272,956千円を計上し、継続して損失の計上となりました。

このような状況により、当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、以下の施策によって当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策を実行することにより、収益力の向上及び財務体質の改善に努めてまいり所存であります。

(1) 収益構造の改善

① 営業組織体制の見直し及び人員再配置等による効率化

2021年4月1日付をもって営業組織体制を、首都圏中心のプロデュース事業本部と、全国のスタジオ及びPROTO BANK Stationを統括するネットワーク事業本部に再編いたしました。

プロデュース事業本部はこれまでの富裕層を中心とした展開に加え、コロナ禍でのリモートワークの普及による在宅時間の長期化から、郊外への戸建て住宅ニーズの増加に伴い、首都圏近郊におけるこれらの層の取込みと一層の営業展開を図ります。また、テレワーク、リモートワークを超えて、「リゾート地や地方等の普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得等を行う仕組み」、「新しい働き方」としての「ワーケーション」が急速に注目されていることから、これらの新たな需要の取込みに注力いたします。

一方、新しい収益源として、PROTO BANK Stationの新規加盟店契約の獲得促進を担う専任部署を設置し、従来のプランニングコースから設計・請負契約締結までの期間に比べ、竣工後の完成図面を再利用化することから、顧客との契約の早期化・短縮化によるロイヤリティ収益の早期計上を目指します。

スタジオネットワーク事業においてもプランニングコース利用に際して顧客の絞り込みを行うことで、設計契約及び請負契約の成約率向上を図り、効率的に収益獲得を目指します。

② 新規市場の開拓

A S J建築家ネットワーク事業で培ってきたマーケティングのノウハウを、環境負荷の軽減に資する有機物高度利用システム装置の導入提案を通して、大規模土地開発プロジェクトへの参画等に注力することにより、新規市場への展開に努めてまいります。

(2) 販売費及び一般管理費の削減

組織体制変更による営業人員の再配置並びに営業拠点等の見直しや、Webを活用した効率的な営業活動等により、引続き車両費・旅費交通費を中心とした営業関係諸経費の削減を図ります。また、販売促進費・広告宣伝費については、媒体の見直し、広告頻度など管理を徹底し削減するとともに、加盟スタジオ開催のイベントに対してもより適切な内容の支援を実施いたします。その他すべての一般管理費について、管理可能経費の削減を通して固定費の一層の削減に努めてまいります。

(3) 財務体質の改善

当社は、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、当社事業にシナジー等を有する企業との資本・業務提携を模索しておりましたが、この度、2020年12月7日付で株式会社スカラとの業務提携契約の締結とともに、同社の子会社が運営するSCSV 1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資により、2020年12月24日付で98,969千円の資金調達を行いました。また、株式会社きらぼし銀行から2021年1月26日付で200,000千円の資金借入を行いました。これらにより、資金の手元流動性の確保と財務体質の改善を図りました。今後においても、引き続き当社事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索し、その実現を図るべく努めてまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の改善に取り組みますが、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 45,031千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、重要な会計方針に記載のとおり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

貸倒懸念債権等の特定の債権の回収可能性の見積りに当たっては、個々の相手先の財務内容等の把握が困難でありかつ一定期間を経過している債権については回収可能性が低いと判断しています。将来相手先の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

4. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につ
いては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 10年～18年

工具、器具及び備品 2年～6年

無形固定資産 ……定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）
に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒
懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を
計上しております。

賞与引当金 ……従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担
すべき額を計上しております。

工事完成保証損失引当金 ……完成保証による費用又は損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上している
ほか、発生額を個別に見積もることができる費用については、当該見積額を計上し
ております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 ……税抜処理によっております。

5. 損益計算書に関する注記

減損損失の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
本社（東京都千代田区）	事業用資産	ソフトウェア仮勘定	22,800
		合計	22,800

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	1,634,750	108,400	—	1,743,150

(変動事由の概要)

第三者割当増資における増加 108,400株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当期首の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式（株）	3,975	—	—	3,975

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	297,183千円
未払事業税	2,057千円
貸倒引当金	26,199千円
賞与引当金	710千円
工事完成保証損失引当金	2,735千円
減価償却超過額	80,462千円
差入保証金	10,130千円
株式報酬費用	6,864千円
投資有価証券評価損	3,154千円
その他	3,145千円
繰延税金資産小計	432,643千円
評価性引当額	<u>△432,643千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、必要な運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年後であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	236,927	236,927	—
(2) 売掛金	146,798		
貸倒引当金（※1）	△22,348		
	124,450	124,450	—
(3) 立替金	16,603		
貸倒引当金（※2）	△2,939		
	13,664	13,664	—
(4) 未収入金	73,109		
貸倒引当金（※3）	△19,744		
	53,364	53,364	—
(5) 差入保証金	103,415	58,671	△44,744
資産計	531,823	487,079	△44,744
(1) 未払金	94,701	94,701	—
(2) 長期借入金	200,000	200,000	—
負債計	294,701	294,701	—

（※1） 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2） 立替金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※3） 未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 立替金、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 差入保証金

貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
差入保証金(※1)	900

(※1) 差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(5)差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	236,927	—	—	—
売掛金	146,798	—	—	—
立替金	16,603	—	—	—
未収入金	73,109	—	—	—
合計	473,438	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
長期借入金	—	—	2,383	30,979	28,596	138,042

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資 金	事業の 内 容 又は職 業	議決権等 の 所 有 (被保険 者) 割 合 %	関連当 事 者 との 関 係	取引内 容 (注)	取引金 額 (千 円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 主要 株主	丸山 雄平	—	—	当社 代表取 締役社 長	(被所有 直 接 26.9 間 接 4.5)	債務被 保 証	銀行借入 に対する 債務被保 証	200,000	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長 丸山雄平より債務保証を受けております。

取引金額には、被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、この債務保証に関する保証料の支払はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 107円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 164円44銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による2度にわたる緊急事態宣言の発令及び各自治体による度重なる外出自粛要請などにより、経済活動全体が大きく停滞し、企業収益の減少、雇用状況の悪化等依然として厳しい状況にあるなか、先行きについても不透明な状態が続いております。

住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数は前年同期に比べ大幅な減少となり、持家の着工については持ち直しの動きが見られるものの前年同期に比べ大幅な減少となるなど低調に推移いたしました。

このような状況のもと、加盟建設会社におけるスタジオネットワークビジネスにおきましても、特に2020年4月、首都圏を中心とする緊急事態宣言発令により、全国各地で予定されていた住宅イベントが開催中止や延期となるなどの影響を受けました。同年9月以降、新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向となり、イベント開催は回復傾向にありましたが、上期におけるイベント開催による新規顧客の獲得が困難であったことで、建築設計・監理業務委託契約や、工事請負契約の成約に大きな影響が出ました。

また、2021年2月に新施策として立ち上げた『PROTO BANK※』ビジネスは、既存加盟店や新規の建設会社からの募集を開始しましたが、コンテンツ整備の遅れもあるなか、コロナ禍で厳しい事業環境下にある既存加盟店からの想定を超える申込みがあったものの、当事業年度の業績への寄与は限定的となりました。

一方、当社が顧客に直接プロデュースを行うビジネス（プロデュースビジネス）においては、建築家情報空間「ASJ CELL」やASJリゾートをコンセプトに「ASJ Yokohama Satellite」（横浜市）と、「ASJ Shonan Satellite」（神奈川県鎌倉市）の営業拠点をベースとした営業展開を予定しておりましたが、直営イベントの中止等により新規アカデミー会員の獲得が非常に厳しい状況となりました。

さらに、2021年1月からの度重なる緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置発令により、例年3月に売上計上が集中する時期において、外出自粛等による顧客との契約打合せの延期をはじめ、雇用不安等による建築資金計画への影響などから、契約締結予定案件の建設計画

見直し等が発生いたしました。

以上の結果、売上高は675,232千円（前事業年度比24.1%減）となりました。

損益面においては、人員減等による人件費の減少や、営業関係諸経費及び販売促進費、広告宣伝費等の削減により、販売費及び一般管理費の圧縮を行いました。売上高が低調であったことから、営業損失は260,175千円（前事業年度営業損失445,093千円）となりました。また、保有資産の見直しの一環として保険を解約し、保険返戻金として3,660千円及び補助金収入7,400千円、雇用調整助成金1,380千円を営業外収益に計上いたしましたが、経常損失は248,762千円（前事業年度経常損失452,364千円）となりました。

開発中のソフトウェアについては、ソフトウェア仮勘定として資産計上しておりましたが、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき回収可能性を検討し、将来の収益見込み等を勘案した結果、帳簿価額22,800千円の減損損失処理を行い、特別損失23,100千円を計上いたしました。

その結果、当期純損失272,956千円（前事業年度当期純損失524,253千円）となりました。

※「PROTO BANK」とは、A S J 建築家ネットワーク事業により過去に建設された名作住宅の図面を活用することで顧客のご予算にあった建築家デザイン住宅をあたかもモデルハウスを選択するかのようWeb上で自由に選択できる仕組みをいいます。

(2) 資金調達の状況

当事業年度において、2020年12月24日に第三者割当増資により、98,969千円（発行価額1株につき913円、発行新株式数108,400株）の調達を行いました。また、2021年1月26日に運転資金として、金融機関から200,000千円の借入を行いました。

(3) 設備投資の状況

当事業年度において、23,460千円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、社内業務効率化のためのシステム開発及びA S J 建築家ネットワーク事業における加盟店運営業務の効率化のためのソフトウェアの開発を目的とした情報システムの構築等であります。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第11期 2018年3月期	第12期 2019年3月期	第13期 2020年3月期	第14期 2021年3月期 (当事業年度)
売上高(千円)	1,286,678	1,253,252	890,190	675,232
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△78,686	31,573	△452,364	△248,762
当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△246,175	30,109	△524,253	△272,956
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	△153.10	18.68	△322.87	△164.44
総資産(千円)	1,164,170	1,209,039	631,692	584,382
純資産(千円)	827,873	857,858	360,505	186,517
1株当たり純資産額(円)	512.73	532.46	221.06	107.25

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、たびたび発令される緊急事態宣言から経済や社会への甚大な影響が懸念され、先行き予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社は以下の諸施策を実行することにより、ASJ建築家ネットワーク事業の優位性を訴求し、企業価値の向上を図ってまいり所存であります。

スタジオネットワークビジネスにおいては、加盟スタジオ開催の建築家展等イベントもコロナ禍で実施が不透明であることから、新たにWEB開催等の営業支援策の実施や退会スタジオのエリアでの新規スタジオ加盟契約の促進、また、「PROTO BANK Station」の新規加盟店契約の獲得を通して、稼働スタジオ数の増加を図ります。また、住宅設備等の業務提携会社とは、PROTO BANKビジネスにおいて、魅力のある商材提供サービスを提案してまいります。

プロデュースビジネスにおいては、富裕層を中心としたASJアカデミー会員へ直接的な支援を行い、認知度及びサービスレベルの向上を図るとともに、建築家情報空間「ASJ CELL」において開催する著名建築家等の作品展示会等を通して、ASJ建築家ネットワークを活用することのメリットを訴求してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、リモート勤務など従来の働き方が変化していることから、生活様式や戸建住宅の需要にも変化が生じております。とりわけ、通勤の自由度が高まり、より広い居住空間が求められるようになったことなどから、比較的物価の安い郊外での相談案件の増加がみられ、これらの需要の取り込みに注力いたします。

以上に加え、引続き販売費及び一般管理費のすべての費用項目について、管理可能経費の一層の削減に努めてまいります。また、ASJ建築家ネットワーク事業にシナジーや関心を有する企業との資本・業務提携を模索することにより、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るべく努めてまいり所存であります。

当社の使命は、ASJ建築家ネットワーク事業における加盟建設会社・パートナー企業において確実な収益メカニズムとして確立されること、また登録建築家にとっては参画することの価値が高まることでもあります。ASJ建築家ネットワーク事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであります。当社は、「建設計画のある方が、最寄りのASJのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットフォーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等の建設を行うシステムの運営事業をA S J建築家ネットワーク事業として展開しております。主な事業の内訳は、次のとおりであります。

主な事業・サービス
加盟建設会社、パートナー建設会社及び登録建築家からのロイヤリティ、住宅イベント企画及び販促物等の販売、建材販売、その他

(7) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

本 店	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
支 店	大阪支店（大阪市北区）
展 示 場	東京展示場（東京都千代田区） 横浜展示場（横浜市西区） 梅田展示場（大阪市北区） 横浜サテライト（横浜市西区）

(注) 当社は、2020年10月1日付で、本店所在地を「東京都港区浜松町二丁目7番5号」から「東京都千代田区丸の内三丁目4番2号」へ変更しております。

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49名	7名減	48.9歳	8.7年

(注) 上記従業員数には、臨時雇用者等は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社きらぼし銀行	200,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2020年11月12日付で、株式会社STPより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。当該訴訟は、同社が、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定）から請負った建築工事に係る工事代金が未回収となったことにより、当該未回収の工事代金を当社に請求するものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

- ② 当社は、2021年2月17日付で、原告である合同会社トレースより損害賠償請求訴訟の提起を受けております。原告は、当社の加盟スタジオであったATインターナショナル株式会社（2021年2月11日破産手続き廃止の決定確定、以下「ATI社」という。）に入会した顧客が代表社員を務める法人であります。原告は、ATI社と関係のある施工会社との間で建設工事請負契約を締結したのち、解除に至りました。当該訴訟は、原告が当該契約解除に至った原因が当社にもあるとして、当社にその損害賠償責任を求めるものであり、大阪地方裁判所に係属中であります。

2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,743,150株
- (3) 株主数 486名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
丸山 雄平	468,500株	26.9%
木下 昭彦	387,900株	22.3%
中谷 宅雄	148,300株	8.5%
S C S V 1 号投資事業有限責任組合	108,400株	6.2%
株式会社ピュア・クリエイト	78,500株	4.5%
溝江 弘	65,500株	3.8%
溝江 将光	42,900株	2.5%
株式会社S B I証券	29,400株	1.7%
A S J 従業員持株会	28,667株	1.6%
松井証券株式会社	25,200株	1.4%

(注)持株比率は、自己株式(3,975株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸山雄平	—
取締役	山口裕司	管理本部長兼管理部長
取締役	川村健一	特定非営利活動法人サステイナブル・コミュニティ研究所 代表理事・所長 株式会社西京銀行 社外取締役
取締役	赤堀広幸	株式会社カスケード 代表取締役
取締役	石塚亮平	石塚亮平公認会計士事務所 代表 株式会社トラステッドパートナーズ 代表取締役
常勤監査役	和泉利治	—
監査役	山下和広	監査法人フィールズ 代表社員 税理士法人フィールズ 代表社員
監査役	志村誠一郎	きらぼしキャピタル株式会社 顧問

- (注) 1. 川村健一氏、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏は、社外取締役であります。
2. 和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役川村健一氏及び常勤監査役和泉利治氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役和泉利治氏は、企業金融分野における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役山下和広氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役志村誠一郎氏は、企業経営における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役志村誠一郎氏は、2020年6月26日付で東京電力ベンチャーズ株式会社の社外取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役川村健一氏、赤堀広幸氏及び石塚亮平氏、社外監査役和泉利治氏、山下和広氏及び志村誠一郎氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、2015年10月8日以降の取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失等に起因する損害賠償請求については、上記保険契約により補填されません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	39,607 (7,200)	29,520 (7,200)	10,087 (—)	5名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	13,440 (13,440)	13,440 (13,440)	—	3名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2008年6月23日開催の第1期定時株主総会において年額100,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

また、金銭報酬枠とは別枠で2017年6月28日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額を年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。

当社監査役の報酬の額は、2011年6月27日開催の第4期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主との価値共有を進めることを勘案した報酬体系を構築すべく、2021年2月12日開催の取締役会において、当社の決定方針を決議いたしました。

(イ) 決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。以下同じ。）の決定に関しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

基本報酬については、月額固定報酬とし、役位、職責等に応じて総合的に勘案して決定しております。また、非金銭報酬等については、譲渡制限付株式とし、株主総会決議に基づき原則として2事業年度ごとに役位、職責等に応じて決定し、一定の時期に支給しております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の報酬割合については、金銭報酬の額のウェイトが非金銭報酬等の額より高まる構成としております。

なお、非金銭報酬等については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を果たさないと当社取締役会において判断した場合その他諸般の事情を考慮して、支給しないことがあります。

(ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であるものと判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の基本報酬の内容の決定については、2020年6月26日開催の取締役会において、独立社外取締役の出席のもと、代表取締役社長に一任する決議を行っております。代表取締役社長丸山雄平は、当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績及び業務執行等を俯瞰しつつ各取締役の職責等の評価を行うには、代表取締役社長が最も適切かつ適任であると判断したものであります。

なお、非金銭報酬等の内容の決定については、取締役会において社外取締役を除く取締役の個人別の非金銭報酬等の額を決定しております。

⑤ 監査役の個人別の報酬の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の個人別の報酬額は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から月額固定報酬とし、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先である法人等と当社との関係
社 外 取 締 役	川 村 健 一	特定非営利活動法人サステイナブル・コミュニティ研究所及び株式会社西京銀行と当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	赤 堀 広 幸	株式会社カスケードと当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 取 締 役	石 塚 亮 平	石塚亮平公認会計士事務所及び株式会社トラステッドパートナーズと当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	山 下 和 広	監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズと当社との間には、特別の関係はありません。
社 外 監 査 役	志 村 誠 一 郎	東京電力ベンチャーズ株式会社及びきらぼしキャピタル株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	川村 健一	当事業年度開催の取締役会(16回)にはすべてに出席し、大学教授としての専門的知見と企業経営に関与された豊富な経験等に基づき、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役としてコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
社外取締役	赤堀 広幸	当事業年度開催の取締役会(16回)にはすべてに出席し、企業経営における豊富な経験に基づき、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
社外取締役	石塚 亮平	当事業年度開催の取締役会(16回)にはすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験に基づき、議案審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。
常勤社外監査役	和泉 利治	当事業年度開催の取締役会(16回)及び監査役会(14回)には、いずれもすべてに出席し、企業金融分野における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	山下 和広	当事業年度開催の取締役会(16回)及び監査役会(14回)には、いずれもすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地や豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。
社外監査役	志村 誠一郎	当事業年度開催の取締役会(16回)及び監査役会(14回)には、いずれもすべてに出席し、企業経営における豊富な経験をもとに、適宜発言を行っております。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬額等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
- ② 取締役は、誠実かつ公正に職務を執行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督します。
- ④ 取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
- ⑤ コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
- ⑥ 内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部通報の仕組みを適切に構築します。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内部統制システムの整備を行います。
- ⑧ 内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
- ⑨ 反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務執行の効率化を図るとともに、職務が適正に執行される体制を整備します。
- ② 取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、職務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ります。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の職務補助のための使用人を置きます。
- ② 補助使用人が監査役の職務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
- ② 取締役及び従業員は、監査役から職務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
- ③ 内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。
- ② 取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます。
- ③ 監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、定例取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、経営事項の審議及び決議を行っております。また、常勤役員による経営会議を毎月開催し、経営全般における重要事項について多面的な審議を行うとともに、経営管理機能をより充実させるため、取締役・部門長等からなる執行部会議を定期的に開催し、職務の重要事項について情報の集約と審議を行っております。

(2) 監査役の職務執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査役相互の情報・意見交換及び協議を行っております。また、監査役は、取締役会、その他重要な会議へ出席するとともに、内部監査室及び会計監査人とも相互連携を行い、監査職務の実効性向上を図っております。

(3) コンプライアンス体制について

コンプライアンス推進委員会を定期的に開催し、法令・定款の遵守や職務執行におけるリスク管理等について報告・審議を行うとともに、コンプライアンスの意識・行動の向上に努めております。

(4) 内部監査及び財務報告に係る内部統制システムについて

内部監査室は、社内規程等に基づく職務執行状況について監査を行っております。また、財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況についてモニタリングを行い、有効性の評価を実施しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

アーキテツ・スタジオ・ジャパン株式会社 監査役会

常勤社外監査役 和 泉 利 治 ㊟

社 外 監 査 役 山 下 和 広 ㊟

社 外 監 査 役 志 村 誠一郎 ㊟

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀内計尚 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 余野憲司 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度の売上高は前事業年度から著しく減少し675,232千円となり、営業損失260,175千円、経常損失248,762千円及び当期純損失272,956千円を計上し、継続して損失となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上